



## 全社協・地域福祉部 News File No.52

令和2年12月7日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター  
<https://www.zcwvc.net/>

### 今号のトピック

#### 未来の豊かな“つながり”アクション

- 住民のつながる工夫を知り、広める  
(群馬県・太田市社会福祉協議会)
- 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3 コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開 (令和2年12月14日)

#### 全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「令和3年度介護報酬改定に関する要望書」(令和2年11月30日)
- 全社協・中央福祉学院「第8期社会福祉士通信課程短期養成コース第1次募集受付中」(締切:令和3年1月31日)

#### 新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」(令和2年12月3日)
- 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について(その2)」(令和2年12月2日)
- 日本雪工学会除雪安全行動研究委員会「with コロナ期における雪かき活動ガイドライン(暫定版)」(令和2年11月30日)

#### 制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第195回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年12月2日)
- 厚生労働省「小規模の社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修に係る動画公開」(令和2年11月30日)

#### 情報提供・ご案内

- 埼玉県立大学「研究開発センターシンポジウム2020 地域のつながりの再構築を目指して」

##### <配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

##### <<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

##### 全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

##### 地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web  
Home Care & Rehabilitation  
Equipment 2020

K-ねっと  
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

### 住民のつながる工夫を知り、広める

#### (群馬県・太田市社会福祉協議会)

**太田市社会福祉協議会**では、子どもから高齢者まで誰もが過ごせる居場所として「お茶の間カフェ」を地域住民が週2回、11か所で実施していますが、3月から開催を自粛しています。カフェを運営する地域住民たちは、会えない中での地域の暮らしぶりにアンテナを立てて、できることに取り組んでいます。蕪川地区の石川文子さんは、「団地に住む人は、誰かのお宅でお茶飲みをしているみたい」と安心する一方で、移動手段のない一人暮らし世帯が孤立しないように電話をかけ、ついでのとときに訪問をして、気にかけています。ときには、お茶の間カフェの友だちを誘って一緒に訪ね、双方から再会を喜ばれることも。3密に配慮しながら、少人数で顔が見える機会をつくっています。

また、大島二区の住民がおしゃべりやカラオケを週1回楽しむ「なごみの会」は、部屋の窓を全開にして、一定の距離を保って椅子を配置するなどの感染予防対策をとり、集いを再開しました。この日は10人が集まり、大いに盛り上がり笑い合いました。メンバーは、休止中でも電話やメールで連絡を取り合い、マスクをプレゼントしたり、そのお礼に布マスクをもらったりと、コロナに負けないうつながりがあったと話します。

これらの取り組みは、太田市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが、12ある第2層協議体のメンバー219人にアンケートをとり、実際に現地を訪ねて把握。アンケート用紙を郵送する際には、つながりを切らない情報・交流ネットワーク発行の「つながる通信」を印刷して同封。「通信が参考になった。うちの地域でも参加者に絵手紙を送りたいと思う」「自粛だからと、何もしてこなかった自分を反省した。マネできることから取り組みたい」などの声も寄せられました。地域住民によるつながる工夫を紹介する太田市版「つながる通信」も創刊しました。

先日は、ある地区の協議体から要望を受けて、住民向けにLINEのテレビ電話の使い方講習会を生活支援コーディネーターが行いました。冬の感染症流行時期を見据えて、つながり続けるために準備を進めています。



太田市社会福祉協議会 つながる通信  
<https://otashakyo.jp/publicity/tsunagaru/>

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

**「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3 コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開」(令和2年12月14日)**

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人とが互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、これまで、これからの地域の居場所づくりについて話し合い、工夫して継続したり、新たなかたちで再開する動きもあります。

ついては、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、コロナ禍においてつながりを絶やさないための居場所づくりの取り組みを実施する団体から、実践の工夫をうかがい、参加者同士の意見交換ができるオンラインサロンを開催します。

**未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part3**

【テーマ】「コロナ禍におけるつながりを絶やさないための居場所づくりの展開」

【実施日時】令和2年12月14日(月) 14:00~15:45

【実施方法】zoom ミーティング

【参加対象】**社会福祉協議会**、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【参加定員】200名(定員)

【参加費】無料

【申込方法】〔申込URL〕 <https://ux.nu/mheUg>

【申込期限】令和2年12月7日(月) ※定員になり次第、申込を締め切ります。

【主な内容】

(1) 事例報告①「変化を楽しむ新たな居場所づくり等の展開へ」

〔報告者〕

静岡県・たすけあい遠州 稲葉 ゆり子さん

(参考URL) <https://is.gd/AmL1mh>

(2) 事例報告②「弥生オンラインお茶会に取り組んだ一市民の挑戦」

〔報告者〕

東京都・東久留米市弥生地区住民 沖原 寧子さん

(参考URL) <https://is.gd/g1sax5>

(3) コメンテーターからの意見や感想

〔コメンテーター〕

公益財団法人さわやか福祉財団

(4) ブレイクアウトセッション

※ zoom 上で小グループをつくり、現在の問題意識や取り組み、質問したいことを共有。

(5) 全体共有

※ 各グループの事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者やコメンテーターからアドバイス。

**未来の豊かなつながりアクション オンラインサロン part3 の開催案内**

<https://tunagari-action.jp/online-salon/>

## 全社協からのお知らせ

### 全社協・地域福祉推進委員会「令和3年度介護報酬改定に関する要望書」（令和2年11月30日）

令和2年11月30日、全社協・地域福祉推進委員会は、令和3年度介護報酬改定に向けて、介護サービス経営研究会幹事会等での議論の内容を踏まえ、要望書を取りまとめました。

要望書では、コロナ禍においても地域での自立した生活を最後まで続けるために、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制が拡充されるよう強く要望します。

#### 令和3年度介護報酬改定に関する要望書 ～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～ 〈主なポイント〉

- コロナ禍においても、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会に参加し、自立的な暮らしを最期まで続けることのできる「地域共生社会」を実現するためには、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。
- 社会福祉協議会は、従来から、地域住民を主体とした地域包括ケアシステムの構築に資する介護サービスの提供を目指しています。また、担い手・受け手の区別なく、互いに支え合う地域づくりをすすめるため、地域住民の生活に寄り添った質の高い介護サービスや生活支援サービスとあわせて、地域住民とともに複雑化・複合化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対応する総合相談・生活支援体制の構築に取り組んできました。
- 令和3年度の介護報酬改定にあたっては、コロナ禍においても地域での自立した生活を最後まで続けるために、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制が拡充されるよう強く要望します。
- そのためにも、社会福祉協議会をはじめとする介護サービス事業者が地域包括ケアシステムの更なる深化・推進による地域共生社会の実現に中長期的な展望をもって積極的に寄与できるよう、居宅サービス及び地域密着サービスを中心として、介護給付費分科会における審議の論点等に関連する下記の事項を要望いたします。

#### 1. 分野横断的な要望事項

- (1) 基本報酬の引き上げと感染症対策への評価
- (2) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大
- (3) 報酬体系の簡素化
- (4) 中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持のための対策
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの継続
- (6) ICTの活用と導入支援

#### 2. 各サービスにおける要望事項

- (1) 訪問介護
  - ① 生活機能の維持・向上により資する訪問介護計画の意義と報酬上の評価
  - ② サービス提供責任者のマネジメント等の適切な評価
  - ③ 看取り介護への評価
- (2) 居宅介護支援・介護予防支援
  - ① 在宅での生活限界点を高める居宅介護支援の拡充
  - ② 介護予防支援の報酬単価の引き上げ
- (3) 通所介護
  - ① 地域共生社会を実現するための拠点としての通所介護の役割の評価
  - ② 中山間地や過疎地域、豪雪地域等の地域特性に応じた送迎の対応を評価
  - ③ 機能訓練と生活訓練の実施の適切な評価
- (4) 地域密着型サービス
  - ① 地域密着型在宅サービスの更なる充実

**全社協・中央福祉学院「第8期社会福祉士通信課程短期養成コース第1次募集受付中」  
(締切：令和3年1月31日)**

現在、わが国では、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの専門職として総合的な実践能力を有する社会福祉士への期待が高まり、その活躍の場は、医療・教育・司法といった領域まで広がりつつあります。

全社協・中央福祉学院社会福祉士通信課程短期養成コースでは、平成26年度の開設以来、卒業生2,879名、国家資格合格者1,262名を輩出しています。

全国の社会福祉協議会の職員の皆様の専門性の更なる向上、キャリアアップを目指し、ご受講をご案内します。

**全社協・中央福祉学院「第8期社会福祉士通信課程短期養成コース」**

<5つの大きな特色>

- (1) 全国の短期養成校の中でも**合格者数第1位**
  - 第32回社会福祉士国家試験が行われた令和元年度、全国には16校の社会福祉士短期養成校の中で**新卒合格者数が全国第1位の162人**を輩出しています。
- (2) 働きながら学びやすい環境
  - 全国3会場（東京・神戸・神奈川県葉山町）、土日を中心としたスクーリング日程です。
- (3) 充実した独自の試験対策プログラム
  - 自己学習用メール学習、試験対策講座や全国统一模擬試験等を実施、独自の試験対策資料を発行し、国家試験に向けてサポートします。
- (4) 経済的負担を軽減
  - 厚生労働省の**専門実践教育訓練給付金制度指定講座**ですので、所定の要件を満たすと**最大70%の学費が還元**されます。
- (5) 熟練の講師陣・ソーシャルワーカーの力を高める指導内容
  - 全国を舞台に活躍している熟練した講師陣により、ソーシャルワーカーとしての力を高める指導内容を学ぶことができます。

<コース概要>

【修業期間】 令和3年4月16日～令和4年1月15日（9か月間）

【費用】 授業料188,400円 選考料5,100円（推薦申込の場合は不要）

※ 「相談援助実習」が必要な方は、別途実習指導料234,300円が必要。

【定員】 560名

【申込期限】 第1次募集：令和3年1月31日（必着）

第2次募集：令和3年3月16日（必着）

【入学要件】 中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後（※）、指定施設における相談援助業務に2年以上従事した方等。

（※）いわゆる「3科目主事」や「社会福祉主事講習会」は含まれない。

（参考）相談援助業務の実務経験として認められる社協関連の主な職種

施設・事業等種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援業務	専門員
	相談援助業務を行っている職員
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
	相談援助業務を行っている職員
生活困窮者自立相談支援事業を行っている 自立相談支援機関	主任相談支援員
	相談支援員
生活困窮者家計改善支援事業を行っている 事業所	就労支援員
	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員

中央福祉学院 第8期社会福祉士通信課程短期養成コース

<https://www.gakuin.gr.jp/training/course291.html>

※ 「入学案内」をダウンロードすることができます。

## 新型コロナウイルス関連

### 厚生労働省「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」（令和2年12月3日）

令和2年12月3日、厚生労働省は、事務連絡「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」を発出しました。

介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブ等（以下「介護施設等」という。）への布製マスクの配布については、介護施設等の利用者や職員の方の感染拡大を防止する観点から、3月中旬以降、累計約6,000万枚を国で購入して配布してきました。

現在、介護施設等のうち、希望する施設に対して配布を実施しているところですが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、既に配布を行った介護施設等も含め、改めて希望する介護施設等に対し、配布することになりました。

#### 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

【募集時期】令和2年12月4日～当面の間

【募集の方法・配布の流れ】

- 申込様式に必要項目を入力の上、専用メールアドレス [maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp) へ様式を添付の上送付。  
布製マスクの配布に関する電話相談窓口 0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）  
※ 申出から配布までは概ね3週間程度の見込み。

【配布対象施設】

- 介護施設・事業所等（注1）、障害福祉サービス等施設・事業所（注2）、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等（注3）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等（注4）
- （注1）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（健康保険法指定事業所を含む）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）
- （注2）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所
- （注3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所
- （注4）救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関

【厚生労働省】介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

## 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その2）」 （令和2年12月2日）

令和2年12月2日、事務連絡「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その2）」を発出しました。

介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策の研修動画について、11月9日より随時公開されていましたが、今回、「職員向けプログラム」についてすべての教材が公開されました。

「職員向けプログラム」はどなたでも任意にアカウントを作成でき、無料で視聴することができます。

### 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について

#### 【目的】

- 介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染発生時の備えを理解し実施できる。

#### 【職員向けプログラムの掲載内容】

- 感染症の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学ぶことができる内容。
  - 介護サービス提供の場で行う感染対策
  - 標準予防策と感染経路別予防策
  - 感染拡大防止のための職員の健康管理
  - 生活の場における高齢者の健康管理
  - 介護サービスを提供する際の衛生管理
  - 手洗い、個人防護具の適切な使用
  - 感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時）
  - 感染症発生時の対応（濃厚接触者・陽性者発生時を含む）
  - 家族等への支援
  - 感染症による死亡への備え

#### 【URL】

介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材配信サイト

<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

※どなたでも任意にアカウントを作成でき、視聴できる。

**WAMNET** 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その2）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2020/1203092847105/ksvol.891.pdf>

**厚生労働省** 介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材配信サイト

<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

## 日本雪工学会除雪安全行動研究委員会「with コロナ期における雪かき活動ガイドライン（暫定版）」（令和2年11月30日）

令和2年11月30日、日本雪工学会除雪安全行動研究委員会は、これからコロナ禍における初めての冬を迎えるにあたり、雪かき活動（除雪ボランティア、共助除雪、一斉雪下ろし、除雪安全講習など）ならではの特徴を踏まえた配慮や対応が求められることから、「with コロナ期における雪かき活動ガイドライン（暫定版）」をとりまとめました。

このガイドラインでは、①雪かき活動においても、あらゆる場面で、まず感染症予防対策を徹底する、②関わるすべての人が安心感と納得感を得られるように、③with コロナ期であっても受援者と除雪ボランティアの交流を途切れさせない、の3点を基本方針に掲げ、雪かき活動において感染症リスクが高まる場面とその対策・留意点や with コロナ期における雪かき活動の対応方針等を解説しています。

### 日本雪工学会除雪安全行動研究委員会「with コロナ期における雪かき活動ガイドライン（暫定版）」 with コロナ期における雪かき活動の対応方針

※ 全社協地域福祉部整理

with コロナ期においては、感染リスクが高まる場面での対策を徹底するとともに、雪かき活動における対応方針を以下のとおりとします。

#### 【活動前の対応】

1. 雪かき活動の方針を関係者間でしっかり協議する。
  - 雪かき活動に関わる団体どうして、本ガイドライン等を用いて、with コロナ期における活動方針（実施の有無も含めて）や除雪ボランティアの募集範囲等について意見交換・協議を行い、合意の上で決定する。
  - 事前の準備・調整、打ち合わせは、オンラインを活用するなどして集まる人数や回数を減らし、効率的に行うようにする。
2. 受援者の気持ち、困り事、ニーズに寄り添う雪かき活動を準備する。
  - 受援者は毎年雪かきで困っており、支援を待っている一方、with コロナ期の対応がどうなるのか心配している。受援者の個々の状況を把握し、例年の活動が可能なのか、新たな対応が必要となるのかを再度検討する。
3. 感染者が確認された際の対応と役割分担を明確にしておく。
  - 受援者、除雪ボランティア、運営スタッフを問わず感染者が確認された場合には、迅速かつ漏れがなく対応できるように、接触者の名簿と活動記録をとっておく。そして対応フロー、役割分担を決めておく。

#### 【活動時の対応】

4. 除雪ボランティアは近隣地域を中心とし、不特定多数の募集は原則行わない。
    - 除雪ボランティアを募集する場合は、広域での感染拡大を防ぐため、基本的には市町村域や近隣地域とする。
    - 募集を近隣に限定する場合でも不特定多数の募集は避け、つながりや関係性のある方々や団体に限定する。
  5. 人と人が近距離で接触しない雪かき活動を実施する。
    - なるべく人と人が近距離で接触しない形での雪かき活動を実施する。
    - 受援者と除雪ボランティアとの接触は控える。もしくは、マスク着用で距離を保った状態での挨拶や短い会話にとどめる。
  6. 除雪ボランティアは小グループ、事前登録とする。
    - 万が一、感染者が出た際のことを考え、感染経路を把握しやすくするため、小グループ（5名程度）での雪かき活動とする。
    - 他の災害ボランティアセンターとは異なり、除雪ボランティアの場合は事前登録が基本。当日の受付においては、マスクの着用、手指消毒、検温など「新しい生活様式」を徹底する。
- ※ 地域コミュニティ内（町内会・集落など）において、毎年のように自主的に行っている雪かき活動（要支援世帯の除雪、歩道や公民館等の共同除雪など）については、「マスク着用」「間隔をあける」「少人数で」「会話を控える」などの感染対策を行った上で、例年通り活動を継続してください。

日本雪工学会除雪安全行動研究委員会 with コロナ期における雪かき活動ガイドライン（暫定版）  
[http://www.snoweng.org/?page\\_id=2383](http://www.snoweng.org/?page_id=2383)



## 制度・施策等の動向

### 厚生労働省「第 195 回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和 2 年 12 月 2 日）

令和 2 年 12 月 2 日、「第 195 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、運営基準の改正等の案が示されました。

改正等の案では、「感染症や災害への対応力強化」について、施設系サービス以外のサービスについて、3 年の経過措置期間を設けて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練（シミュレーション）の実施を義務づけることになりました。

また、3 年の経過措置期間を設けて、全てのサービスについて、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけることとしています。

さらに、「介護人材の確保・介護現場の革新」について、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めています。

#### 運営基準の改正等の概要（案）

※ 全社協地域福祉部

#### 1. 感染症や災害への対応力強化

- ① 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
  - 感染症対策の強化として、以下の取組を義務づける。（※ 3 年の経過措置期間を設ける）
    - i 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
    - ii その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練（シミュレーション）の実施
  - 全てのサービスについて、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける（※ 3 年の経過措置期間を設ける）。
  - 通所系・短期入所系・施設系サービス、（地域密着型）特定施設入居者生活介護について、小規模多機能型居宅介護等と同様に、非常災害対策としての訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

#### 2. 地域包括ケアシステムの推進

- ① 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
  - 訪問系、居宅介護支援及び福祉用具貸与（販売）を除く全ての介護サービス事業者について、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。（※ 3 年の経過措置期間を設ける）
- ② 医療と介護の連携の推進
  - 薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援専門員等への情報提供について、明確化する。
  - 有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。
- ③ 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
  - 通所介護について、地域密着型通所介護等と同様に、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。
  - 短期入所系・施設系サービスの個室ユニット型施設について、以下の見直しを行う。
    - i ユニット型指定介護老人福祉施設等における介護・看護職員の平均的な配置を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、1 ユニットの定員を 15 人を超えない範囲で緩和する。
    - ii ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。
- ④ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
  - 居宅介護支援事業者に、以下について利用者に説明を行うことを新たに求めることとする。
    - i 前 6 か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合
    - ii 前 6 か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- ⑤ 地域の特性に応じたサービスの確保
  - 認知症グループホームのユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。
    - i 「原則 1 又は 2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は 3」とされてい

るユニット数を「3以下」とする。

ii サテライト型事業所の基準について、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。

- 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（市町村が認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とし、市町村が認めた場合には延長が可能）に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることも可能とする。
- 小規模多機能型居宅介護について、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。

### 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
  - 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。また、栄養士又は管理栄養士の配置を求めるとともに、入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。（※3年の経過措置期間を設ける）
- ② 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
  - 全てのサービスについて、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

### 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ① 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
  - 全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めることとする。
- ② テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
  - 運営基準において実施が求められるサービス担当者会議等の各種会議について、以下の見直しを行う。
    - i 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
    - ii 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
  - 夜間対応型訪問介護について、以下の見直しを行う。
    - i オペレーターについて、併設施設等の職員や、随時訪問サービスを行う訪問介護員等との兼務を可能とする。
    - ii 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部委託を可能とする。
  - iii 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）の集約化を可能とする。
- 認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合、一定の要件の下、夜勤2人以上の配置に緩和することを可能とする。
- 小規模多機能型居宅介護について、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。
- 施設系サービスについて、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。
- 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、以下の見直しを行う。
  - i サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。
  - ii 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。
- 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとする。
- 共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。
- 認知症グループホームでは、運営推進会議と外部評価の双方で「第三者による評価」が行われているが、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受ける

こととする。

- 認知症グループホームにおける介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。
- ③ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
- 利用者等に対して書面で説明・同意等を行うものや、事業所における諸記録の保存・交付等について、電磁的記録による対応を原則認めることとする。また、重要事項の掲示について、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

### ① 評価の適正化・重点化

- 訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与（販売）について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。
- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者への対応の仕組みの見直しにあわせて、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。

## 6. その他

- 施設系サービスについて、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。（※6月の経過措置期間を設ける）
- 高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。（※3年の経過措置期間を設ける）

厚生労働省 第195回社会保障審議会介護給付費分科会  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15143.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15143.html)

## 厚生労働省「小規模の社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修に係る動画公開」（令和2年11月30日）

令和2年11月30日、厚生労働省は、小規模の社会福祉法人における財務会計処理の適正化、標準化を図る観点から、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」に係る動画を公開しました。

動画は、①社会福祉法人の組織運営、②社会福祉法人の財務会計、③小規模法人の財務会計の事務処理体制の三部で構成されています。

また、動画サイトでは、「小規模社会福祉法人を中心とした財務会計に関する事務処理体制支援長に関する調査研究事業」（令和元年度社会福祉推進事業）で作成した「小規模社会福祉法人向け経理規程例」、「社会福祉法人経理事務マニュアル」も掲載されています。

### E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計

#### 第一部 社会福祉法人の組織運営について

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=1](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=1)

#### 第二部 社会福祉法人の財務会計について

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=2](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=2)

#### 第三部 小規模法人の財務会計の事務処理体制について

Part1 経理事務の基本と日常の経理事務について

イントロダクション／第3部の構成について

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=3](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=3)

マニュアル第1章「経理事務の概要」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=4](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=4)

マニュアル第2章「経理事務スケジュール」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=5](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=5)

マニュアル第3章「予算事務」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=6](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=6)

マニュアル第4章「収納事務」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=7](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=7)

マニュアル第5章「支払事務」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=8](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=8)

マニュアル第6章「現金管理」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=9](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=9)

Part2 資産・負債の管理、決算について

マニュアル第8章「資産・負債管理」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=10](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=10)

マニュアル第9章「決算」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=11](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=11)

Part3 人件費／契約／小規模社会福祉法人向け経理規程例の補足

マニュアル第7章「人件費の支払事務」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=12](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=12)

マニュアル第10章「契約」の解説

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=13](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=13)

「小規模社会福祉法人向け経理規定例」の補足説明／おわりに

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/Homes/viewer?id=14](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/Homes/viewer?id=14)

厚生労働省 E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計

[https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting\\_training/](https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/)

## 情報提供・ご案内

### 埼玉県立大学「研究開発センターシンポジウム 2020 地域のつながりの再構築を目指して」

国は、地域課題が複合化・多様化するなか、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（＝地域共生社会）の実現を目指し、介護保険や社会福祉の制度改革を進めています。

これを実現するためには、地域が抱える課題を関係者が共有した上で、民間を含めた多様な主体がネットワーク化され、かつ、協働していく必要があります。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、こうした様々な活動に支障が生じ、支援者を支援する必要性が急速に高まっています。

本シンポジウムは、地域共生社会の実現を目指した国の施策動向をおさえた上で、子どもの食支援の実践者とその関係者を交え、支援者支援のあり方や今後の展開について討論していきます。ご興味のある方は是非ご参加ください。

#### 埼玉県立大学「研究開発センターシンポジウム 2020 地域のつながりの再構築を目指して」

【公開日】令和3年2月中旬（予定）

【公開期間】公開日～令和3年7月末（予定）

【公開方法】WEB シンポジウム（オンデマンド配信）

【参加費】無料

【テーマ】地域のつながりの再構築を目指して

【主な内容】

##### ① 第1部

基調講演「地域共生社会の実現を目指した国の施策動向とコロナ禍での対応」

笹子 宗一郎 氏（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 課長）

##### ② 第2部

シンポジウム「支援者を如何に支えるか～子どもの食支援活動から考える～」

〔講演〕

佐藤 匡史 氏（日本こどもの居場所ネットワーク埼玉支部事務局／川口こども食堂代表）

吉川 尚彦 氏（埼玉県生活協同組合連合会 専務理事）

古川 泰之 氏（埼玉県福祉部少子政策課 副課長）

川越 雅弘 氏（埼玉県立大学大学院/研究開発センター 教授）

パネルディスカッション

〔座長〕

川越 雅弘 氏（埼玉県立大学大学院/研究開発センター 教授）

【申込方法】

お申し込みフォーム、またはメールによる申込。

〔お申し込みフォーム〕 <https://business.form-mailer.jp/fms/2b7fbff4127411>

〔E-mail〕 [Research\\_c@spu.ac.jp](mailto:Research_c@spu.ac.jp)

【問合せ先】

埼玉県立大学研究開発センター

E-mail [Research\\_c@spu.ac.jp](mailto:Research_c@spu.ac.jp) TEL・FAX 048-973-4362

埼玉県立大学 研究開発センターシンポジウム 2020 地域のつながりの再構築を目指して  
<https://www.spu.ac.jp/research/centers/tabid848.html>